２　弁済場所

本協定案に基づく弁済は、協定債権者の指定する預貯金口座に振り込む方法により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。但し、清算株式会社が別途定める日までに預貯金口座の指定を行わない協定債権者に対する弁済は、清算株式会社が別途定める方法で行う。

３　端数処理

協定債権者に対する弁済額を計算する上で生じる１円未満の端数は、切り捨てる。

第２　担保権付債権に対する弁済

担保権者及び清算株式会社は、後記第４の２⑴に定める基本弁済日に、担保権付債権と本件担保権付預金債権につき対当額をもって相殺する。

第３　保全債権に対する弁済

協定債権者及び清算株式会社は、基本弁済日（後記第４の２⑴で定義する。以下本項において同様とする。）又は協定認可決定確定日（後記第４の２⑴で定義する。）以降基本弁済日までの間で協定債権者及び清算株式会社が別途合意する日に、保全債権と本件無担保預金債権につき対当額をもって相殺する。但し、基準日以降基本弁済日までの間に本件無担保預金債権の金額が減少したことにより、本項に定める相殺をもって保全債権全額の弁済に満たない協定債権者に対しては、清算株式会社は、基本弁済日に、当該相殺後の保全債権の残額を協定債権者の指定する預貯金口座に振り込む方法により支払う。

第４　非保全債権等に対する弁済及び権利変更

１　権利変更（免除の効力発生日及び免除の内容）

協定債権者は、清算株式会社に対し、後記２⑵に定める追加弁済日（但し、後記２⑵に従った追加弁済が実施されない場合には、その旨を清算株式会社が協定債権者に対し書面により通知した日）に、各協定債権の総額から本協定案に従い弁済及び相殺された各金額を控除した残額全額についてその債務を免除する。

２　弁済方法

⑴　基本弁済の時期及び方法

清算株式会社は、本協定案に係る認可決定が確定した日（以下「協定認可決定確定日」という。）から10営業日以内の清算株式会社が別途指定する日（以下「基本弁済日」という。）に、各協定債権者に対し、以下の金額及び協定債権のうち平成27年11月末日までに発生した約定利息・遅延損害金のうち約定利息相当額（但し、既に支払済みのものを除く。以下、約定利息・遅延損害金のうち約定利息相当額を併せて「約定利息等」という。）を支払う（以下「基本弁済」という。）。

・協定認可決定確定日に清算株式会社が保有する現預金（但し、本件担保権付預金債権を除く。）から、第３記載の保全債権及び約定利息等に対する支払に必要な金額及び将来支出を要するものと合理的に見積もられる諸費用を控除した残額（以下「基本弁済原資」という。）に、別紙「協定債権者一覧表」の「各協定債権者の弁済割合」欄記載の割合を乗じた金額（以下「基本弁済額」という。）

但し、第３に定める相殺後本件無担保預金債権が残存する協定債権者については、協定債権者及び清算株式会社は、まず非保全債権と第３に定める相殺後の本件無担保預金債権の残額につき対当額（但し、基本弁済額を上限とする。）をもって相殺し、その後、清算株式会社は、当該協定債権者に対し、基本弁済額から当該相殺額を控除した残額を支払う。

⑵　追加弁済

清算株式会社の保有する資産の換価処分が終了した時点で清算株式会社が保有する現預金から、特別清算手続の結了までに要する諸経費（以下「諸経費」という。）を控除してもなお残額が存する場合には、清算株式会社は、当該資産の換価処分が終了した日から１か月以内で清算株式会社が別途指定する日（以下「追加弁済日」という。）に、各協定債権者に対し、以下の金額を支払う（以下「追加弁済」という。）。

・追加弁済日に清算株式会社が保有する現預金から諸経費を控除した金額に、別紙「協定債権者一覧表」の「各協定債権者の弁済割合」欄記載の割合を乗じた金額

清算株式会社は、資産の換価処分が終了した後遅滞なく、各協定債権者に対して、換価処分が終了したこと及び追加弁済の有無について、書面により通知を行う。

⑶　新たな資産が発見された場合の特則

前記第４の２⑵に定める追加弁済を実施した後、清算株式会社に新たな資産が発見された場合において、清算株式会社は、これを速やかに換価処分し、当該資産の換価処分が完了した時点で清算株式会社が保有する現預金から諸経費を控除してもなお残額が存するときには、清算株式会社が別途指定する日に、各協定債権者に対して、当該残額に、別紙「協定債権者一覧表」の「各協定債権者の弁済割合」欄記載の割合を乗じた金額を支払う。

この場合、協定債権者が前記第４の１の規定により行った協定債権に係る債務免除については、上記金額が支払われる限度で、その効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第１号

横浜市中区日本大通11番地

再生債務者　株式会社エス・エフ・シー

１　決議に付する計画案　平成28年２月29日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成28年５月20日午前11時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成28年５月18日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成28年５月18日

平成28年３月29日

横浜地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２７年（再）第１号

新潟市秋葉区覚路津字下等別当2481番地２

再生債務者　株式会社小山セメント工業所

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成28年３月29日　新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１６号

愛知県岡崎市美合町字小豆坂56番地１　サンシティガーデンヒルズ光ケ丘602

再生債務者　清水　仁美

１　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月18日まで

４　一般異議申述期間　平成28年４月25日から平成28年５月12日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２７年（再イ）第４０号

兵庫県伊丹市池尻３丁目292番地

再生債務者　古結　博嗣

１　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月18日まで

４　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月９日まで

神戸地方裁判所伊丹支部

平成２８年（再イ）第１２号

兵庫県川辺郡猪名川町若葉１丁目137番地20

再生債務者　西岡　義勝

１　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月18日まで

４　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月９日まで

神戸地方裁判所伊丹支部